

川越校区コミュニティ協議会会則

(目的)

第1条 本会は、会員相互の連携をはかることにより、校区における住民の連帯意識を増進しコミュニティの推進と福祉の向上を図り、安全で明るく住み良い町づくりを進めることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、南支部(旧川越校区)北支部(旧村野校区)の2支部制で川越校区コミュニティ協議会と称し事務所を各支部長宅に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、校区における住民を対象として次に掲げる事業を行う。

- (1) 構成委員相互の情報交換と連携及び広報活動に関すること。
- (2) 文化、スポーツ、レクリエーション等の活動に関すること。
- (3) その他地域コミュニティに関すること。

(構成員)

第4条 本会は、各支部における自治会、管理組合等と地域コミュニティ推薦のために組織された各種団体より選出された委員をもって構成員とする。組織形態は別紙校区コミュニティ組織図の通りとする。
2. 構成員の人数は、各支部で取り決める。

(役員)

第5条 本会に次の本部役員・委員を置く。

会長	1名
副会長	2名 (各支部支部長・副支部長)
事務局	2名 (各支部事務局)
会計	若干名 (各支部会計)
委員	若干名 (各支部部会長・地区代表・各種委員)
会計監査	2名 (各支部会計監査)

必要に応じ名誉会長又は、顧問・相談役を置くことができる。

(役員を選出)

第6条 役員は、構成員の中から互選により選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を総括し、その代表となり、会議を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは代行する。
3. 事務局は、会議等の記録を行い、庶務を担当する。
4. 会計は、会計事務を担当する。
5. 会計監査は、会計を監査する。
6. 支部長は、支部を総括し、その代表となり、支部会議を招集する。
7. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長不在のときは代行する。
8. 各支部事務局、会計、会計監査の職務は、3. 4. 5と同じ。

(本部運営委員会・連絡会)

第9条 運営委員会は、第4条に規定する構成員で構成し、会長が招集する。
2. 運営委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことが出来ない。
3. 運営委員会は、次の事項を議決する。
(1) 本会の運営に関すること。
(2) 行事の実施に関すること。

(経費)

第10条 本会の活動にかかる経費は、分担金、寄付金、市助成金及びその他の収入をもって充てる。
1. 市助成金は、各支部の世帯比により助成する。
2. 分担金については、各支部運営委員会で決定する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
2. 本会は、会長が必要と認めた各事業毎の収支報告を実施する。各支部同じ。
3. 本会の収支は、すべて予算に計上しなければならない。各支部同じ。

(会計監査)

第12条 会計監査は、監査結果を運営委員会に報告しなければならない。各支部同じ
(その他)

第13条 この会則の解釈に疑義が生じた場合は、運営委員会において決定を行う。

附則

この会則は、平成2年4月1日から施行する。

平成16年4月1日一部改訂

平成28年4月1日一部改訂

平成20年4月1日一部改訂

令和4年4月1日一部改訂